

## 平成29年度 遠賀川河川事務所管内における災害時等応急対策業務 (有人・無人航空写真撮影)に関する基本協定(案)

国土交通省 九州地方整備局 遠賀川河川事務所長 浦山 洋一(以下「甲」という。)と、  
〇〇〇〇社 〇〇社長〇〇〇〇(以下「乙」という。)とは、災害時等応急対策業務(有人・無人航空写真撮影)の実施に関し、次のとおり協定する。

### (目的)

第1条 この協定は、甲の直轄管理区間、又は「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長もしくは、応援対策本部長(九州地方整備局長)等から出動要請があった場合は、甲の直轄管理区間以外(他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体)において発生した災害等応急対策業務に関し、これに必要な組織及び災害調査の能力等の確保を定め、もって、災害の拡大防止と被害施設の早期復旧に資することを目的とする。

### (実施内容)

- 第2条 甲は、直轄管理区間で災害が発生し必要と認めるときには、災害状況に応じて乙に出動を要請することができるものとする。
- 2 乙は、前項の要請があったときは、特段の理由がない限り、甲の指示により当該災害箇所における有人・無人航空写真撮影を実施するものとする。
  - 3 乙は、適切な対応ができるよう、的確な情報収集に努めるものとする。

### (実施区間)

第3条 業務の実施区間は、遠賀川河川事務所管内の遠賀川水系直轄管理区間を基本とする。

### (甲の管轄区間外での実施)

- 第4条 甲は、前条の規定にかかわらず、「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長もしくは、災害支援本部長、応援対策本部長(九州地方整備局長)等から出動要請があった場合は、甲の直轄区間以外(他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体)について第2条第1項の要請をすることができる。
- 2 乙は、前項の要請への対応が可能と判断した場合には、甲の指示により応急対策業務を実施するものとする。

### (出動の要請)

第5条 甲は、乙に対し直轄管理区間又は第3条の業務実施区間の具体的な災害状況に応じ、応急対策業務(有人・無人航空写真撮影)のための出動を書面又は、電話等の方法により要請するものとする。

### (訓練)

第6条 乙は、甲が主催または参加する防災訓練や操作訓練に、甲からの参加依頼があった場合には、参加するものとする。

### (業務内容の指示)

第7条 業務の直接の指示は、当該業務実施区間を担当する担当職員が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

(業務の実施)

第8条 乙は、第5条に基づく出動要請があった場合は、直ちに出勤し、応急対策の業務を実施するものとする。

2 乙の責任者は、出勤後遅滞なく有人・無人航空写真撮影の成果品等を担当職員に書面により提出するものとする。

(乙の業務)

第9条 乙は、業務の履行にあたっては、業務の意図及び目的を十分に理解し、最高の技術を発揮するように努めなければならない。

2 業務の実施にあたっては、諸法規を遵守し作業の安全と円滑を図るとともに、担当職員と密接な連絡をとり業務を遂行しなければならない。

(機密の厳守)

第10条 乙は、業務に関する全ての事項について、機密を厳守し、他にもらしたり転用したりしてはならない。

(契約の締結)

第11条 応急対策業務（有人・無人航空写真撮影）について、甲から出動要請があった場合には、速やかに調査業務等請負契約書を締結するものとする。

(地権者の了解)

第12条 本業務遂行のため民地等に立入る場合は予め関係者の了解を求め所有者の承認を受け、乙の責任において処理し将来に禍根を残してはならない。

(有効期限)

第13条 この協定の有効期限は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までとする。  
ただし、協定発行時に乙が有していた一般競争参加資格を失効した場合は、失効した日をもって協定を無効とする。

(その他)

第14条 この協定に定めのない事項又は、疑義を生じた事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の証しとして、本書2通を作成し甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成29年 3月27日

甲 福岡県直方市溝堀1丁目1番1号  
国土交通省九州地方整備局  
遠賀川河川事務所長 浦山 洋一

乙 福岡県福岡市〇〇区〇〇 〇-〇〇  
〇〇〇株式会社 〇〇社長 〇〇 〇〇